

集団的自衛権の行使容認について慎重審議を求める意見書

日本を取り巻く安全保障環境が変化する中、安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」が報告書を政府に提出した。

これを受けて安倍首相は、限定的に集団的自衛権の行使を容認することを視野に検討を進めていく方針を示した。与党内では、想定される具体的事例により本格的な議論が始まっている。

これまでの内閣法制局による政府見解は、集団的自衛権は保持していても、行使を認めないという憲法解釈に立ってこれを維持してきた。集団的自衛権を限定的とはいえ、従来の立場を変えるのであれば、これまでの政府見解との論理的整合性や国民の理解が必要である。また、同盟国や近隣諸国をはじめ国際社会への影響も勘案し、一段の理解浸透が重要である。

よって、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認については、国民の理解が得られるよう、慎重なる審議を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月27日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } 様